一括審議ポスト意見書(案)

※人的関与の必要性
 ・認められる・・・・・・・役員ポストに、引き続き府関係者を就任させる理由が認められる。
 ・条件付きで認められる・・・役員ポストに、引き続き府関係者を就任させるにあたり、期限等条件を附して認められる。
 ・認められない・・・・・・役員ポストに、引き続き府関係者を就任させる積極的理由が認められず、官民同時公募により最適な者を選任又は当該役員ポストの設置を見直すべき。
 ※審議方法
 ・個別・・・前回点検結果より、法人が抱える課題等に変化のあるポストについて、法人所管部局へのヒアリングを実施の上、審議。
 ・一括・・・前回点検結果より、法人が抱える課題等に変化のないポストについて、ヒアリング等を省略の上、審議。

		ACC OC MAN	人が抱える課題寺に変化のない小人トに 人的関与の必要性 審議方法					ンv i C 、 C / ソノノ 寸 C 目 回 V / 工 、 宙 c数。
番号	法 人 名 (設立年月日)	役 職 名 (勤務形態)		条件付きで開められる			一括	大阪府指定出資法人評価等審議会意見
1	(公財)大阪国 際平和センター (H1.7.25)		0				0	当該法人は、府市の共同事業として、常設展示や特別展などを通じ戦争の悲惨さを次代に伝え、 平和の尊さを発信していく役割を求められている。また、代表理事が非常勤であることから、業務 執行理事は、法人の実質的な責任者として、また、実務面において、府・市の平和施策に関する方 針をしっかりと把握し、法人に求められる役割を果たしていくためにも、関係機関・団体等の様々 な意見を受け止め、バランス感覚をもって法人経営にあたりうる府関係者が継続的に就任すること には、一定の妥当性が認められる。
4	(公財)大阪府 保健医療財団 (S40. 7.26)	理事長 (非常勤)		0			0	これまで課題となっていた府立中河内救命救急センターの東大阪市への移管については、平成29年4月に、当該法人から東大阪市が設立した地方独立行政法人に指定管理が変更され、法人として役割を終えたところ。 一方、当該法人については、がん検診の受診率向上や精度管理の充実、循環器病対策のためのデータ分析などにおいて、府施策との連携・一体性が一層求められており、また、法人経営の自立化に向け収支均衡を図ることが急務となっている。これらのことから、法人経営の自立化に一定の見通しが立てられるまでの間は、医療分野において行政的調整能力を発揮できる府関係者が関わるべき必要性が認められる。
5	(公財)大阪産 業局 (H31.4.1 S 59.7.10)	常務理事 理事 (常勤)	0				0	府市が連携し大阪の産業振興を推進させるため、平成31年4月より大阪市都市型産業振興センターと統合し、大阪産業局として業務を開始しており する予定であり 、統合後も旧法人事業を円滑に引継ぎ、業務遂行することが求められる。また、府市との政策協調を図りながら、更なる府内中小企業等への支援強化の検討も要することから、引き続き、府の関与の必要性は認められる。
7	大阪信用保証協 会 (S23.10.26)	常務理事 常勤役員 (常勤)	0				0	当法人は、中小企業施策の根幹をなす制度融資等による適正な信用保証業務を行うため府が主体となって設立した大阪府中小企業信用保証協会と大阪市信用保証協会が統合した法人であり、信用保証制度をベースとした金融セーフティネットの維持・向上など地域金融政策を府と協調して推進することが求められる。また、制度融資等に対する損失補償(H3027年度・約17.537億円)など、府財政に多大な影響を与えるリスクを踏まえた求償権の適正管理を行う必要があり、引き続き府の関係者が就任する必要があると認める。
10	(一財) 大阪府 みどり公社 (S61.2.28)	理事長 (常勤)	0				0	当該法人は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」(平成25年12月公布)に基づき、平成26年5月に、農地中間管理機構として知事から指定を受けるなど、準公的機関としての位置づけが強まっており、府と密接な連携のもとに事業を推進できる府関係者の継続的配置は必要と考える。
14	大阪高速鉄道 (株) (S55.12.15)	代表取締役 社長 (常勤)	0				0	当該法人は、府内の放射状の既存鉄道を環状方向に有機的に結び、ネットワークを強化する公共 交通機関としてモノレールを整備するために、府・民間企業が共同で出資して設立した法人であ り、桁、支柱、駅舎等のインフラ部は府が管理、車両や電気・通信設備等のインフラ外部は当該法 人が管理するというスキームとなっている。 事業の状況としては、門真以南への延伸計画の決定による資金調達の必要性などの新たな課題が 生じている。当該法人の事業は府の交通政策と密接な関係を有しており、法人の課題について府と 当該法人が密接な連携のもとに対応していくことが求められることから、最大出資者でもある府が 主体的に経営に関与していくべきであり、常勤役員に府関係者を配置する必要性は認められる。
15		代表取締役 専務 (常勤)	0				0	
16	大阪外環状鉄道 (株) (H8.11.21)	代表取締役 社長 (常勤)		0			0	同社は、沿線住民の利便性向上、都心ターミナルの混雑緩和及び沿線地域のまちづくりへの貢献等に向け、既存の城東貨物線を活用して、おおさか東線を整備するために、大阪府・大阪市・JR西日本が中心となって設立した法人であり、平成30年度末に全線開業した を予定しているところのです。1
17		常務取締役(常勤)		0			0	である。 全線開業後は、残事業として家屋補償及び環境アセス対応の遂行に2年を要する見込みであり、設立経緯などを踏まえると、少なくとも残事業完了までの間は、大阪府・大阪市・JR西日本の3大株主が責任をもって対応するとしたスキームが維持される必要があることから、府の関与の必要性が認められる。
18	大阪府土地開発 公社	理事長 (常勤)	0				0	府の公共事業用地の先行取得が法人の事業であり、法人と府の関係では、実質的に法人は府のガバナンス下にあると言える。一方で、公共事業用地の先行取得は、場合によっては、府において収
19	(S49.5.1)	常務理事(常勤)	0				0	用案件となる可能性もあるなど、行政に特有の業務であることから、公共事業用地の買収等に精通 した者を役員に配置することには、一定の合理性が認められる。
20	大阪府住宅供給 公社	理事長 (常勤)	0				0	当該法人は、約22,000戸の公社賃貸住宅、約670戸の民間借上型特定優良賃貸住宅の管理・運営、府営住宅約12万戸の計画修繕、約36万5千戸の管理・運営等を行っている。(平成3027年度末時点) 約1,4001,600億円の借入金の削減が最大の課題であり、また、公社借入金に対する府の損失補償も約360548億円と膨大であるため、公社債権の格付け(AA一安定的A+安定的)の維持及び計画的な発行、特定優良賃貸住宅の収支改善などに取り組んでいかなければ、府財政に甚大な影響を及ぼすこととなる。 当該法人が府の住宅まちづくり施策と密接な関係を有していることも踏まえると、こうした取組を進めるに際しては、府が主体的に関与していくべきであり、常勤役員に府関係者を排他的に配置する必要性は一定認められる。
21	(S40.11.1)	常務理事 (常勤)	0				0	